

# 現代市民社会論とNPO

## 新しい公共性の担い手

井 上 匡 子

(愛知学泉大学コミュニティ政策学部)

### 一、はじめに

本稿は、現代社会においてNPO(Non Profit Organization)が担う理論的な意義と課題を、現代市民社会論を手がかりに公共性概念をに焦点をあて、明らかにすることを目的としている。

1998年12月1日に特定非営利活動促進法(以下NPO法と略称する)が施行され、我が国のNPOも新しい段階を迎えた。NPO法は、これまでそれぞれの官庁が監督することを通じて公益の実現を計ってきた公益法人とは異なり、民間の団体を地方自治体が総覧など一定の手続を経た後、認証<sup>(1)</sup>するという新しい方式<sup>(2)</sup>をとっている。我が国の法人制度としては、これまでの民法上の法人制度の不備を補う形で、制定された。しかしこの法律は制定的には、法人制度の補完としての側面よりも、日本の市民社会の新しい担い手の創出の手段として、議員立法という立法過程も相まって、大きく取り上げられた。いわば、1990年代の日本における市民運動とその活躍の空間としての市民社会の成熟の成果・証左のひとつ<sup>(3)</sup>として、受け取られている。

もとより本法律制定以前より、様々な市民運動は展開されており、当然のことながらそのような動きを受けての立法であったことは、いうまでもない。しかしながら、本法律の制定過程において、公益性・公益・公共性など

の概念に関する議論<sup>(4)</sup>を引き起こされたこと、またそれらがNPOというそれまでは公益・公共性の担い手とは考えられてこなかった民間の団体の主体として想定したものであつた点で、我国の市民活動にとって、新しい局面を迎えたと言うことができよう。

一方、世界的に見るなら、1980年代・1990年代<sup>(5)</sup>に様々な角度から市民社会論が、盛んに論じられた。その背景として、第一には東欧の市民革命やその中欧への波及、ラテンアメリカやアフリカ諸国の民主化運動<sup>(6)</sup>、第二に先進諸国における環境運動・フェミニズム運動・反核運動<sup>(7)</sup>に代表される新しい社会運動<sup>(8)</sup>からの影響、第三には70年代から80年代にかけ先進国を舞台に台頭した新自由主義への対抗軸の模索<sup>(9)</sup>があげられる。

冒頭で述べたように本稿では、様々な形で展開されている市民社会論のなかで、特に現代市民社会論<sup>(10)</sup>(Zivilgesellschaft)を手がかりとして、現代社会におけるNPOおよびその活動の意義と課題を明らかにすることを目的としている。このような視点をとるのは、次のような理由からである。第一に、現代市民社会論がNPOなどが展開している新しいタイプの市民運動を高く評価し、国家とも市場とも異なる新しい公共性の空間の主体として、すなわち公共性の担い手として、NPOを想定しているからである。第二に、現代市

民社会論が、市民社会やその主体のもつ意義を、それらをとりまく国家や市場を含んだ全体社会との関係で、論ずるための枠組みを提示しているからである。

日本の文脈においても、NPO法の1条にはNPOが公益を増進する主体であることがうたわれているし、税制の優遇措置をめぐる最近の議論でも、公益性・公共性は、重要な論点である。なぜ民間の組織であるNPOが公共性の担い手となりうるのか、その公共性は従来国家が専一的に担ってきた公益性とどのように違うか、またいわゆる民間活力の導入と呼ばれた新自由主義政策を正当化する議論との関係は、理論的にまた税制などの新たな立法作業にとっても重要である。これらの問題を考えるために、思想史的な分析も踏まえた上で、国家や市場、あるいは国際社会との関係において、また反対に地域社会における様々なグループとの関係で、NPOやその活動を位置づける必要がある。

本論に入る前に、本稿で検討の対象とするNPOとは何か、という点に簡単に付言する。実は、NPOを正確に定義づけることは難しい。最も明確で一義的な定義付けとしては、NPO法による手続によって法人格を取得しているもの、あるいは取得しつつあるもの<sup>(11)</sup>のみを対象とするという方法がある。しかしながら、これではあまりに狭く、実態にもそぐわない。また本稿はNPOの国際比較や数量的な分析を目的としているわけではないので、それほど厳密な定義が必要とは考えていない。従って定義問題には深入りせず、民間の団体で、ある程度の組織化をされているグループで、メンバーが自らの意思により参加していること、という緩やかな定義を持って

本稿の対象とする<sup>(12)</sup>。

以下では、現代市民社会論の提起している様々な論点の中から、新しい公共性の創出に焦点を絞った上で紹介し（二）、NPOが担う公共性とはどういうものか、これまでの公共性とはどこがちがうのか（三）。さらに、市民社会と全体社会の関係に関して残された問題について検討する（四）。

## 二、現代市民社会論

現在、市民社会論あるいは「市民社会」をメタファーとした議論が盛んに展開されている。そこでは多くの場合、これまで当然の前提とされてきた社会の枠組みや構成原理そのものが再検討の対象となっている。それらの議論は、市民社会論の再生・再興<sup>(13)</sup>とも称せられている。もっとも、それらの議論において、「市民社会」とよばれるものについて一義的な定義付けや共通の認識があるわけではないし、理論的な射程についても確定されているわけではない。むしろ、それぞれの論者のスタンスの違いにより、「市民社会」という語に全く異なる内容が盛り込まれているというのが実情である。また、他の多くの重要な思想史上の概念と同様に、「市民社会」という語も歴史的に多くの負荷を持ち、多義性をかけている。現在見られるような様々な使われ方も、思想史上の多義性を反映したものと言うこともできる。

ここで「市民社会」という語の用法につき、思想史の観点から説明することは紙幅の関係上できないが、以下の議論に関する限りで概略的に説明するなら、おおよそ以下の三つのフェーズにまとめることができる。

第一は、古典古代のギリシアに典型的に体

現される「ポリス」社会を前提とした用法である。そこでは市民社会はポリス・人的共同体としての国家（societal civilis）と同義となる。公的領域としてのポリスは、政治的市民が政治的・軍事的義務を果たすことにより成立し、それ以外の経済活動などは、私的な領域である家において、市民以外の者、女性や奴隸や外国人が従事する。従って、この意味でのいわば「政治共同体としての市民社会」は、日本語としては政治社会と訳されるべきものである<sup>(14)</sup>。

第二は、18世紀における市場経済社会の成立、市場を足がかりとして構想された「市民社会」としての用法である。そこでは中世封建社会の政治的な支配から解放された対等・平等な市民（ブルジョア）が市場において商品交換を行う市場経済社会が念頭におかれる。この場合の市民は経済人としての把握されることになる。この国家と社会（市場）の分離を前提とした経済社会（bürgelich Gesellschaft）としての市民社会は、ヘーゲルに典型的にみられるように、「政治社会としての国家」と概念的に区別され、その結果「市民社会」は政治性を喪失し、経済的なものとなつた<sup>(15)</sup>。

第三は、現代市民社会論も含まれる新しい市民社会のフェーズである。その特徴は、市民社会を国家からも市場からも距離をもつた領域として構想している点にある。市民社会を国家から独立した領域と考えるという点では、第二の用法と共通しているが、経済社会・市場からも独立した領域として構想されている点では大きく異なる。むしろこのフェーズは、第二の市民社会論への批判的視座をもち提唱されている。そして、その新たな領域の新たな主体として、第二の意味での経済人と

は違った主体像が描かれてことになる。また、第二の市民社会が前提としていた公的領域と私的領域の二元論への変更が迫られ、新たな意味での公共性の創出の場として国家とも市場とも異なる第三の領域としての市民社会が議論の対象となる。本稿では、第二のフェーズの市民社会論を近代市民社会論、第三のフェーズの市民社会論を現在市民社会と呼び区別する。

周知のように、ハーバマスは、近代市民社会論と現代市民社会論の違いを明確にするため、bürgerlich Gesellschaftに換えて Zivilgesellschaft という造語を用いて議論している。また、近代市民社会論から現代市民社会論への推移を、社会構造の転換と関係させ、以下のように論じている。ハーバマスは 1962 年に出版した『公共性の構造転換』<sup>(16)</sup>においては近代市民社会に注目し、近代社会の構造と転換および市民的公共性の成立と変容を分析している。すなわち、もともとは私的領域に起源を持つつつも、政治的に機能していた近代市民社会とそれが体現している市民的公共性<sup>(17)</sup>が、その後政治性を喪失するに至った過程を構造転換と呼び、現代的な文脈でそれを回復させる方途を探っている。

この構造転換は、国家と市場とが相互浸透し始め、近代国家と市場の分離が崩れたことに起因する。その結果社会（ブルジョア社会）の自律性を基盤とする市民的公共性は、その機能を失うことになった。このような事態にハーバマスは、1990 年『公共性の構造転換』第二版においては、国家と社会とか融合している現代の福祉国家・行政国家の時代を前提として、従来の市民的公共性とは違った新たな公共性・公共圏を論ずるために、システム/

生活世界という基本図式を提示した。

システム／生活世界という図式に基づき構想されるハーバマスの現代市民社会 (Zivilgesellschaft) では、国家と市民社会とがともにシステムの側に属している。生活世界の側に、かつての私的領域の典型例である家族や、近代的な公私の二元論では公でも私でもない領域で再政治化された新しい領域をみいだし、これを現代市民社会 (Zivilgesellschaft) と位置づけている。従って、ハーバマスの現代市民社会論は、第一のフェーズである古典古代における *Societas Civilis* に含まれていた政治性・政治的に機能する公共性を、ブルジョア社会=近代市民社会とは別の方向に引き出そうとする試みと言うことができる。その点で、ハーバマスの議論は、近代的な公私の二元論が機能しなくなる中で、現代にふさわしい公私の領域の再編を行っているということができる。それらを合理性概念にまで議論を遡る<sup>(18)</sup> ことにより行った。

コーベン＝アラートは、ハーバマスの「政治的に機能する公共性」という概念を手かがりとして、システム／生活世界という図式に依拠しつつハーバマスが描き出した国家と市民社会、市場と市民社会の関係を再考し、現代市民社会論として展開している。彼らの議論の問題設定・出発的は、権威主義的な国家からの脱却と、グローバル化した市場による公的な領域の私化に対する告発であった。

近代市民社会と区別して語られる彼らの現代市民社会論の特徴として、以下の三点をあげることができる。すなわち、第一に市民社会が国家からも市場からも自律した領域として構想されていること。彼らは権威主義的な国家に対する民主化運動に理論的着想を得て

おり、国家からも、またその国家と結びついている市場からも、距離を置いたものとして、市民社会を構想している。この点は近代市民社会論とは大きく異なる点である。近代市民社会論は、国家 (Staat) と市民社会 (bürgerlich Gesellschaft) の分離と市場の相対的独立を前提としていたからである。

理論的には、近代市民社会が、市民社会と国家の分離と市場の相対的自律性を前提としていたのとは異なり、かれらは上述のようにハーバマスの生活世界とシステムという図式に拠っているのが特徴的である。従って、現代市民社会論においては、市場は市民社会の領域には含まれない。現代市民社会論は、市民社会と国家の分離の解消・社会国家の成立という状況の中で構想されたものだからである。しかしながらこれは、システムとしての国家や市場を否定したり、市民社会がそれらの機能を代替したりすることを主張しているわけではない点には注意が必要である。その意味で、現代市民社会論は 3-party モデルと呼ぶことができる。

第二に、近代市民社会においては個人がその基本的な単位であったが、現代市民社会論においては基本的な単位は個人ではなく様々なグループ・コミュニティ・集団に求められている。現代市民社会は、個人個人の集まり・交渉の場ではなく、自由な諸個人により作られる様々な団体の集合体と考えられている。

このことは、個人主義の否定を意味していない。彼らは個人主義そのものを否定することはないし、権利主体としての個人を軽視することもない。ただし、個人がアトム化し、断片化する事の問題性が強く意識されるなか

で、それへの対応のために各種の団体の活動を重要視されることになる。その重要性は、断片化がすすむ現代社会にふさわしい個人主義の成立の場としてのものである。

従って、彼らが構想する市民社会論では、個人に変わって様々な集団が構成要素となり、そのような集団からなる多元的な空間を、国家とも市場とも異なる第三の領域としている。そこでは、近代的な公領域と私的領域の峻別論には立たない。家族や地域の共同体などの従来は私的領域に属していた団体や、教会や文化に関わる団体・スポーツクラブなどの非政治的な団体、あるいはN P Oをはじめとする市民運動のグループなども含めた様々な広範な団体が市民社会の要素として、想定される。

第三に、新しい社会運動への高い評価を特徴として挙げることができる。新しい社会運動とは、先進諸国の高度成長期の繁栄とその文化的矛盾を背景として、1970年代に台頭した一連の社会運動<sup>(19)</sup>である。労働運動のような伝統的な社会運動のカテゴリーには還元できない多様な集団が主体となり、多面的に展開された。それらの運動は、環境・フェミニズムなどポスト物質主義・ポスト産業主義的な価値を標榜するとともに、運動の主体が、予め作られた同質的な集団ではなく、社会関係の中で、言説の力により編成されていったという点で、それまでの社会運動とは、一線を画するものであった。また、これに加えて東欧革命にも大きな影響を受けている。東欧革命は権力の掌握、すなわち国家へと帰結しなかったという点で、これまでの革命とは全く性格の異なるものであった。彼らは東欧革命がポスト革命的、すなわち「自己限定的」

革命であった点に注目している。この社会運動における自己限定性は、多元性をその本質とする彼らの現代市民社会論にとって非常に重要であった。なぜなら、一定の政治性を持って活動する社会運動がそれ自体権力を握り、国家となることは、市民社会が多元性を失うことにつながるからである。彼らは東欧革命から学んだ「自己限定性」あるいは「自己限定的政治」の理念を社会運動に対する評価にも応用し、様々な複数の「自己限定的な」社会運動から構成される多元的な市民社会を構想している。

以上のような特徴を持つコーベンーアラーの現代市民社会論では、ハーバマスの議論によりながら、市民社会と国家の二元モデルとは異なる国家と市場と市民社会との三パーティモデルが展開されている。さらに、国家や市場とは距離をとった市民社会が、新しい公共性創出の場として想定されている<sup>(20)</sup>。つまり、市場にも国家にも依拠しない新しい公共性が提示されている。

現代市民社会論は、市民社会を多元的で多層的な空間として捉え、そこでは各種の団体やグループが、自己限定的な活動を展開し、その中から近代市民社会とは異なる公共性が創出されると構想している。では、このような多元性・多層性はいかにして可能となるであろうか。また国民国家、あるいは共同体とそのような市民社会とはどのように区別されるのであろうか。

### 三、新しい公共性とN P Oの意義

勿論、市民社会という空間を国家や市場とは距離を取った空間として構想しても、それだけでその空間が、多元的・多層的となるわ

けではない。

ナンシー・フレイザーは、公的領域と私的領域の再定義に基き新しい公共圏を「対抗的な公共圏」と呼び、公共性や公共圏に関する議論は、公共圏内部だけではなく、複数の公共圏どうしの関係の検討へと展開されなければならないとしている。すなわち、現代においては二つ以上の公共圏に属することにより、文化間のコミュニケーションを促すことが重要であると指摘している。これは、インフォーマルな意思決定などに注目し、市民的公共性とは違った新しい公共性をもう一度下から組み上げ、単一の公共性を創出しようとするハーマスの議論に対する批判となっている。同時に、コーベン-アラートの現代市民社会論には公共性の流動化・多層化のためのメカニズムへの視線が希薄であることに対する批判となっている。国家と市場との相互浸透は、現代市民社会論が前提としている状況であるが、それだけで多層的な市民社会の領域が確保される訳ではないことは言うまでもない。むしろ、いかにしてそのような多層的な領域が可能となるのかという議論が必要であろう。

市民社会の多元性・多層性は、市民社会の公共性の構造の問題でもある。そもそも「公共性」という語や概念が、肯定的に用いられるようになったのは、しかも市民の立場から肯定的に語られるのは、それほど古いことではない<sup>(21)</sup>。「公共性」とは官制用語の一つとして、また「公共事業」「公共の福祉」<sup>(22)</sup>というタームは、政府が行う様々な事業に対する反対を抑えるためのマジックワードとして機能してきた。

それが1990年代に入って「公共事業」や公共政策に対する、自然保護等の観点からの

市民運動や住民投票を通じた住民運動の展開により、政府の行う公共事業の公益性に対して疑義が広がる中で、それまでとは違った意味で「公共性」という語が用いられるようになった。国家が独占的に標榜してきた公共性を批判する文脈で、「公共性」という語が用いられるようになった。つまり、以前とは全く逆に、国家の公共性を批判する機能を持つ語として用いられるようになったわけである。

この新しい公共性について齊藤は、これを人々の間の次元に形成された公共性であるとして、「公共性」という語を「いたずらな混乱にのなかに陥れ、それを無意味な物としてしまわないためには」、「公共性がどのようなものではないを明らかにするという仕方で」、具体的には公共性という語の混乱の大きな原因である「共同体」との区別という観点から、公共性の条件とは何かを明らか<sup>(23)</sup>にしていく。

第一に、共同体が閉じた領域を作るのとは異なり、オープンであること、閉域を持たず、誰もがアクセスしうる空間であること。

第二に、共同体が等質な価値に満たされた空間であるのに対し、複数の価値や意見の<間>に生成する空間であること。

第三に、共同体では、成員のいだく情念（愛国心・同胞愛・愛社精神など）が統合のメディアとなるのに対して、公共性においては共通の関心事とそれをめぐるコミュニケーションにより構成される空間である。

第四に、公共性は、成員に一元的・排他的帰属（belonging）をもとめず、複数の組織に多元的に関わること（affiliations）を可能にする。

齊藤が掲げる以上の条件は、内部に对抗的

な公共圏を含む多元的で多層的な市民社会にも適合的であろう。NPOは、このような公共性を担うべき主体として想定されている。

この市民社会の多元性・多層性は、市民社会内部の構造の問題であり、NPOの評価の問題、あるいはNPOの間の紛争処理の仕組みの問題である。NPO間のネットワークの形成とともに、市民社会内部での問題解決能力の向上を図る必要がある。また、従来の利益誘導型とは異なる Advocacy 活動を通じたシステムへの働きかけも進めていかなければならない。すなわち、状況によっては、市民社会の側からこれは国家の役割であるとして、ボールを投げ返す必要がある。その際に、従来の公共性・公益と市民社会の側が体現している新しい公共性との関係が重要な論点となることは言うまでもない<sup>(24)</sup>。

#### 四、まとめにかえて——残された問題

前節では、NPOがその主体として想定されている市民社会の公共性の構造について論じてきたが、残された問題を指摘して、まとめにかえたい。一つは、市民社会による国民国家の相対化の問題であり、もうひとつはNPOと地域社会の問題である。

前者は、既にいろいろな形で論じられている問題であるが、ここでは Citizenship と Membership のずれの問題を指摘したい。我が国においては、この二つはほとんどずれを持たないものと考えられてきた。しかしながら、在日朝鮮人・外国人の問題が顕在化、あるいは現実の問題となる中で、市民社会の重要な主体の一つであるNPOも対応をせまられることになる。これはまた、後者の地域社会における住民組織とNPOの関係にも理論的には

同じ問題がある。町内会とNPOの関係については、これまで十分な議論が展開されて来たとは言い得ない。地域社会作りにそれぞれ異なる組織原理をもつ地域住民組織とNPOがどのように連携していくことができるのかは、重要な課題<sup>(25)</sup>であろう。

善し悪しという評価はともかく、もの・情報などのコミュニケーションのグローバル化が進展する中で、我々を取り巻きく規範構造も複層的な構造をもっている。その中で、横断的に活動する可能性をもつNPOの役割・意義は大きい。

#### 注

- (1) 活動領域が複数にわたる場合は、経済企画庁が手続きを担当する。
- (2) その詳しい手続きや条文のコメント一覧は既に様々な形で発表されている。とりあえず、堀田 1998 参照のこと。
- (3) NPO法制定当時、我国において市民社会は、概ね好意的に論じられていた。筆者もまたその一人である。参照井上 1999。しかし、市民社会をめぐる現在の日本の状況やそれに対する評価は、この一・二年の間に大きく変化していると思われる。市民社会に関する論説には、市民社会という観念・実体の重要性を主張するものが多いが、それらは必ずしも一義的な定義・射程を持つてはいるわけではない。しかしながら、90年代に入り、わが国においても市民社会という言説が力を得、阪神大震災以降ボランティアの機運が高まるなかで、それらを追い風に NPO 法が制定がされた。その結果、わが国においても、新たな市民的公共性の現実的な受け皿として、万全なものとはい

えないまでも、その端緒として各種の市民団体からなる市民社会を具体的に論ずることができるようになったと、少なくとも明るい未来をもって語られていた。

しかしながら、その後わずかの間に、通信傍受法、住民基本台帳法といった一連の市民相互の社会的共同関係に大きな影響をもつ法案が、市民社会の側での充分な議論の展開がないままに、成立した。これはどのように評価すればよいのだろうか。市民社会に明るい未来を見出す論説においても、それがすぐにたとえば議員を輩出するなど、政治過程に直接的な影響を及ぼすことは想定していなかったにしても、少なくとも、硬直化し、鉄のトライアングルと称されるような政官財の癒着構造とは異質の社会的共同関係を作り出すことを期待していたのではないだろうか。

これは、日本型市民社会の特徴（政治に無関心な公共性・市民社会）と考えるべきか、それとも単に未成熟さの表れなのか、それとももっと構造的な問題なのか。今のところ、明確な解答の準備はない。

いずれにしても、市民社会（という実体があるとすれば）の内部でのオートノミーの質の向上・他のセクターとの関係・アクターとしての市民団体内部の構成の問題から考えてみる必要がありそうである。

このほか消費者契約法の制定過程での消費者団体の訴権に関する、NPO法における公益概念の検討とともに、私人による公益の実現の制度的保障として、再検討すべきであろう。

(4) もっとも、本稿は以下で述べるように法哲学及び社会理論を主たる対象としている

ため、行政法上の公益概念への影響に関しては、充分な検討をすることができなかつた。今後の課題としたい。

(5) 日本において市民社会論が本格的に論じられるようになったのは、90年代にはいつからと言うことができる。80年代と90年代とでは、日本における市民社会をめぐる状況が異なっている点に注意をしなければならない。紙幅の都合から詳しく論ずることはできないが、図式的に言うなら80年代は、国内的にはバブル景気を背景として、第二のフェーズとしての市民社会論が、経済のグローバル化の中で国民国家の枠をこえる形で議論されたといえよう。

(6) これらは、従来は市民社会論の対象とはされてこなかった地域でのいわば「新しい市民社会」的動きである。これらの地域では、国家と国家と結びついた政治的・経済的な権力から脱却する運動が、一定の成功を収めた。この権威主義的な支配体制からの離脱の結果だけではなく、運動のあり方という過程もまた、理論に大きな影響を与え、新しい市民社会像の構築を促した。

(7) 従来から市民社会論の対象であった先進諸国においては、1970年代の終わりから、これまでとは異なった社会像・国家像を前提とした新しい社会運動が展開された。具体的には「緑の党」に代表される環境運動、フェミニズムの運動、反核運動などの「新しい社会運動」や、各種のNGOの活躍やそれらの国際的連動など、国家とは一定の距離を保つ運動が盛んになったことである。これらの運動が展開される中で、いわば事実が先行する形で、国家や市場・市民社会に関する理論的な研究が進められた。参照、

- Kaene 1998, Nardin 1995, Walter 1992, 1995.
- (8) 新しい社会運動に関しては、Melecci 1989. Touraine 1973. 伊藤 1993 を参照。
- (9) 市場との関係では、新自由主義の台頭の中で、国家対市場という枠組みそのものが、機能しなくなっていることが明らかになってきたことも重要である。
- (10) 現在のところ最も包括的な形で現代市民社会論を展開していると思われるコーベンニアラート (Cohen Jean L., and Arato A.) の現代市民社会論、および彼らに大きな影響を与えていたハーバーマス(Habermas J.) の議論を対象とし、彼らが現実の運動に触発されながら理論化した市民社会という空間や公共性・公共圏という構想を中心に検討する。
- (11) 『平成 12 年版国民生活白書』によれば、2000 年 10 月現在 N P O 法に基づく認証を受けた団体数は、2763 団体となっている。上記白書は、N P O ・ ボランティアに焦点を当て、編集されている。
- (12) したがって、本稿の対象には、有償・無償のボランティア、N G O (非政府組織)なども含まれる。反対に、ある地域の住民全体をメンバーとする町内会は、入らない。ただし、町内会が N P O 団体を立ち上げる例もあるので、現実には重なる部分もあるが、原理的には区別する。この点にこだわるのは、四で見るよう、membership の部分的な重なりを重要と考えるからである。
- (13) 市民社会という概念そのものは忘れられていた概念ではない。しかしながら、近年の市民社会論における市民社会概念は、従来のものとは明らかに位相を異にしていることも確かである。

- (14) 我が国における市民社会をめぐる議論の中に、この第一の意味での市民社会に対応したものもある。とりあえず、佐伯 1998 を参照のこと。佐伯の議論は、近代社会において失われてしまった公共精神の必要を主張しながら、そのより所としてすぐれて近代的な概念であるネイションやそれを支える国家意識の重要性を主張するなど、議論に混乱が見られる。本稿が手がかりとしている現代市民社会論もまた、近代社会や近代市民社会を批判する点では共通しているように見えるかもしれない。しかしながら、現代市民社会論は、近代社会が前提としていた公と私の二元論を批判し、新たな第三の領域として市民社会を高く評価するが、多元的で多層的な市民社会がシステムとしての国家や市場に取って代わるとは、全く考えられていない点に注意しなければならない。複雑な現代社会においては、システムとしての国家・市場は不可欠であると考えているからである。この点については、稿を改めて、論じたい。
- (15) また、マルクス主義における「ブルジョア社会」というフェーズもある。第一の意味では私的領域であった経済が、市民社会としての位置を与えられることになった。マルクスは、第二の意味での経済社会である市民社会において対等な市民関係と見なされているものは、財に対する支配という形は取っているが、実際には人に対する政治的な支配を意味するのであると考えた。したがって、ブルジョア社会としての市民社会は、階級的な支配関係を含意する社会へ変化したと考える。
- (16) Habermas 1962 因みに、この著名な著作

の副題は、市民社会 (beurgerlich Gesellschaft) というカテゴリーについての研究、である。

(17) ハーバマスは、古代においては、欠けたもの・奪われたものであった私的領域が、国家の統制から領域として政治的公共性を生み出すに至る過程を、次のように説明している。

新興ブルジョアジーが、封建制の解体過程で成立した内面の自由を手がかりに私人たちによる小家族的からなる私的領域を成立させた。そこでは自由・愛・教養という近代の「フマニテート」の圈であった。ブルジョアジー社会の展開にともない、この小家族的私的領域は、財産を契機として「市場（商品交換と社会的労働）」が、教養を契機として「文芸的公共性」が成立する。その後、「文芸的公共性」は、小家族的私的領域で培われた権利経験を手がかりとして、ブルジョアジーが既存の国王の権威に反抗し、その結果政治的公共性へと機能変化した。さらにブルジョアジーは、自らの利害を、絶対主義国家の重商主義統制を撤廃する中で、「公開の論争」により、政治的公共性へと連接した。さらに、政治的な公衆・政治的な世論・政党を媒介として、ブルジョアジーは公的領域へと進出した。それらの進入は、選挙権の拡大や普通選挙などにより、制度化された。

このような過程で成立した政治的公共性や近代市民社会は、ブルジョアジーの要求を国家へと媒介する機関として機能するわけである。

(18) システム／生活世界という図式は、あくまで合理性観念の区別に基づく理念的なも

のであり、それをそのままの形で実体化できることに注意しなければならない。

(19) 理論的な影響だけではなく、それらの実践から社会像についての着想を得ている。

(20) 参照、阿部 1998、花田 1993、森 1998。

(21) Fraser 1989, 1992, 1997 を参照のこと。同時に差異の政治学による問題提起も同様の文脈の中に置いて検討すべきであろう。Young 1990, 1997。

(22) 参照、齊藤 2000。

(23) 齊藤 2000、4-5 頁。

(24) 本稿では、紙幅の関係上、また筆者の能力の点からも、この問題を直接論ずることはできなかったが、とりあえず、室井 1990 参照。

(25) 中田 2000 で紹介されているフランス・アミアンの住民組織の状況は、住民組織の国家からの自律の恰好の例として、検討すべきであろう。そこでは、国家の Citizenship をもたない住民が、地域住民組織の membership をもち、地域社会の一員として積極的に活動している様子が報告されている。このフランスの地域住民組織は、日本の町内会とは異なり、意思に基づき加入する任意団体であることに注意しなければならない。またその際には、責任・補充性といったこれまで主に国民国家間の関係を考える際に用いられている概念をつかって、分析をすべきであろう。

【参考文献】

- Cohen J. L., and Arato A. 1989. Politics and the Reconstruction of the Concept of Civil Society, in Herausgegeben von Axel Honneth et al., *Zwischenbetrachtungen ; Im Prozess der Aufklärung*, Suhrkamp Verlag.
- 1992. *Civil Society and Political Theory*, MIT Press.
- Fraser, N. 1989. *Unruly Practices : Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, Moneapolis, Mineapolis Uni, Pres.
- 1992. Rethinking the Public Sphere : A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy in ed. Colboun C., *Habermas and the Public Spere*, MIT Press.
- 1997. Justice Interruptus:A Critical Reflections On the “Postsocialist” Condition, New York & London, Routledge.
- Habermas J., 1962. *Strukturwandel der Öffentlichkeit : Untersuchngens zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft mit einem Vorwort zur Neuauflage*, Suhrkamp.
- 1990. *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchngens zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft mit einem Vorwort zur Neuauflage*, Suhrkamp.
- 1992. *Faktizität und Geltung : Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des Demokratischen Rechtsstaats*, Suhrkamp.
- Kaene J., 1988. *Democracy and Civil Society*, Verso London.
- Melucci A., 1989. *Nomads of the Present : Social Movement and Individual Needs in Contemporary Society*, Radins Hutchinson, Temple Uni Press.
- Nardin T., 1995. Private and Public in Civil Society, in Walzer M. ed., *Toward a Global Citizenship*, Berghahnbooks.
- Touraine A. 1973. *Production de la societe*, Paris.
- Young I. M., 1990. *Justice and the Politics of Difference*, Princeton.
- 1997. *Intersecting Voices:Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton U. Press.
- Waltzer M., 1992. The Civil Society Argument, in Mouffe Ch. ed., *Dimensions of Radical Democracy*, Verso, London.
- 1995. The Concept of civil Society, in Walzter M. ed., *Toward a Global Citizenship*, Berghahn Books.
- 阿部潔 1998. 『公共圏とコミュニケーション』 ミネルヴァ書房。
- 伊藤るり 1993. 「〈新しい社会運動〉論の諸相と現在」『システムと生活世界』岩波講座社会科学の方法 VIII、岩波書店。
- 石塚省二 1995. 『〈現在〉市民社会への社会学的考察』お茶の水書房。
- 井上匡子 1998a. 「フェミニズムの社会理論としての課題」日本法哲学会編『20世紀の法哲学』有斐閣。
- 1998b. 「フェミニズムをめぐる法文化」竹下・角田編『マルチ・リーガル・カルチャー』晃洋書房。
- 1999. 「コミュニティをめぐる理論的課題」愛知学泉大学コミュニティ政策研究所『コミュニティ政策研究』第1号。
- 今井弘道編著 2001. 『新・市民社会論』風行社
- 今井弘道編著 1998. 『〈市民〉の時代』北海道大学図書刊行会

- 内山秀夫・薬師寺泰蔵編 1997.『グローバル・デモクラシーの政治世界』有信堂
- 河合隼雄監修 2000.『日本のフロンティアは日本の中にある』講談社
- 経済企画庁編 2000.『国民生活白書平成12年版』大蔵省印刷局
- ギデンズ・A 1999.『第三の道』佐和隆光訳、日本経済新聞社
- 齊藤日出治 1998.『国家を超える市民社会：動員の世紀からノマドの世紀へ』現代企画室。
- 齊藤純一 2000.『公共性』岩波書店
- 佐伯啓思 1998.『現代日本のリベラリズム』講談社
- セネット・R. 1991.『公共性の喪失』北山・高階訳、晶文社 (Sennett, R. 1977. The fall of public man, Cambridge University Press)
- 中田実編 2000.『世界の住民組織：アジアと欧米の国際比較』(株)自治体研究社
- 花田達郎 1993.「公共圏と市民社会の構図」『システムと生活世界』岩波講座社会科学の方法 VIII 岩波書店。
- 1999.『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版
- 堀田力他編 1998.『N P O法コンメンタール』日本評論社
- 室井力他編 1990.『現代国家の公共性分析』日本評論社
- 森政稔 1998.「現代日本市民社会論：その批判と構想」山脇他編『ライブラリィ相関社会科学5 現代日本のパブリック・フィロソフィー』新生社。